

ガイドライン改正の新旧比較表

| 条項 | 改正ガイドライン | 現行ガイドライン |
|---|--|---|
| P1 本文 2-2. 別添 1 (改正日修正の為、左欄での例示は省略) | 産業廃棄物処理業者に処理を委託し鉄鋼スラグ製品として…平成 31 年 3 月 1 日付日本鉄鋼連盟… | 産業廃棄物処理業者に処理を委託し鉄鋼スラグ製品として…平成 27 年 1 月 14 日付日本鉄鋼連盟… |
| P3 本文 4.(2)③ | 但し、各会員が販売する製鋼スラグを使用した鉄鋼スラグ混合路盤材は、最新の道路用鉄鋼スラグ(JIS A 5015)で規定する水浸膨張比の出荷検査に合格したものでなければならない。 | 但し、各会員が販売する製鋼スラグを使用した鉄鋼スラグ混合路盤材は、道路用鉄鋼スラグ(JIS A 5015:2013)で規定する水浸膨張比の出荷検査に合格したものでなければならない。 |
| P5 本文 5-2.(3) 別紙 4 (MSDS 記載削除の為、左欄での例示は省略) | 各会員は、鉄鋼スラグ製品を納入する場合は、法に基づき、需要家に安全性データシート(英: Safety Data Sheet、略称 SDS)を発行しなければならない。 | 各会員は、鉄鋼スラグ製品を納入する場合は、法に基づき、需要家に <u>化学物質等安全データシート</u> (英: Material Safety Data Sheet、略称 MSDS)あるいは安全性データシート(英: Safety Data Sheet、略称 SDS)を発行しなければならない。 |
| P8-9 別紙 1,2 共通 | 表中の記載は JIS 番号とし、注釈に「適用する JIS 規格は、最新のものに準拠すること」と追記 | JIS 番号:西暦 |
| P8-9 別紙 1,2 共通 | 種類として、「港湾用途溶出量基準が適用される用途」を追加し、注釈に、「地盤改良材(海域)及び港湾・海域工事の場合、鉄鋼スラグ製品の使用場所を管轄する行政(国・自治体)に適用される基準を確認したうえで、その基準に従うものとする」を追加 | 種類として、「港湾用途溶出量基準が適用される用途」の記載無し |
| P8-9 別紙 1 (1)溶出量、(2)含有量共通 ①表タイトル | 鉄鋼スラグ製品(水和固化体を除く)の使用場所・用途に応じて適用する環境安全品質基準 | 鉄鋼スラグ製品の使用場所・用途に応じて適用する環境安全品質基準 |
| P8-9 別紙 1 (1)溶出量、(2)含有量共通 ②表タイトル | 水和固化体製品の使用場所に応じて適用する環境安全品質基準 | 水和固化体(ブロック・砕石代替)製品の使用場所に応じた適用環境安全品質基準 |
| P12 別紙 3 水砕スラグの適用規格 | 港湾・空港における水砕スラグ利用技術マニュアル | 港湾工事用水砕スラグ利用手引書 |
| P12 別紙 3 製鋼スラグの適用規格 | 港湾・空港・海岸等における製鋼スラグ利用技術マニュアル | 港湾工事用製鋼スラグ利用手引書 |
| P12 別紙 3 水砕スラグの用途例コンクリート用骨材の適用規格 | JIS A 5011-1 JIS A5308 | JIS A5308 |
| P19 別表 1 注 3 | 表に分類のない用途の場合は、リサイクル製品の使用場所を… | 表に分類のない用途の場合は、鉄鋼スラグ製品の使用場所を… |